

定 款

株式会社リログループ[®]

定款

制定：昭和42年3月1日

最終改訂：令和4年6月24日

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社リログループと称し、英文では Relo Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 福利厚生に関する情報処理ならびに提供サービス業
- (2) ホテル・旅館・別荘・コンドミニアム等の宿泊施設、ゴルフ場・テニス場・スキー・アスレチック・プール・マリーナ等のスポーツ施設、劇場・映画館・遊園地・遊技場等の娯楽施設、催事会場等の催物施設、多目的温泉施設等の保養施設、エステティック等の美容施設および結婚式場等の冠婚葬祭施設、カルチャーセンター・各種専門学校等の教育施設の利用予約仲介業ならびにそれらの施設の企画、建設、経営および所有権、利用権、クラブ会員権の売買および仲介
- (3) スポーツのイベント、映画、演劇、演芸、コンサート、パーティー、博覧会、講演会、催事等各種イベントの企画・運営およびそれらの利用予約仲介業ならびにチケット販売
- (4) ベビーシッター、ハウスキーパー、ハウスクリーニング、介護相談、人間ドック、ヘルスチェック等の利用予約仲介業
- (5) 旅行業法に基づく旅行業
- (6) 旅行代理店の旅行企画商品の販売
- (7) 航空運送取扱業
- (8) 社宅・寮・保養所・研修施設の斡旋・運営・管理ならびにそれらに付随する食堂の運営管理
- (9) レストラン・食堂・喫茶店等・飲食店ならびに宿泊施設、スポーツ施設、第2号の娯楽施設、催物施設等における売店の経営
- (10) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づいたカフェー、バー、ナイトクラブ、ディスコの企画、建設ならびに経営
- (11) リロケーションサービス（転勤者の留守宅管理・賃貸斡旋）
- (12) 不動産の売買・賃貸・管理およびそれらに関するコンサルティング
- (13) 賃貸住宅の企画・設計・施工・監理
- (14) 土地有効活用の企画・立案・コンサルティング
- (15) 建築工事および内外装工事全般（リフォーム工事）
- (16) 引越運輸サービス
- (17) 家財の一時保管・管理および買取り

- (18)新聞・書籍・雑誌の購読取次・販売
- (19)貸金業
- (20)損害保険代理店業
- (21)生命保険の募集に関する業務
- (22)家具、インテリア用品、照明器具、空調機器、衣料品、食料品、日用品雑貨、事務用什器備品の小売業、通信販売業、割賦販売業、リースレンタル業、自動車の買取販売業およびその他物品の販売業
- (23)家財、家庭用電気製品、書籍等のリサイクル業務
- (24)経済、文化、医療、法律制度、帰国子女教育等に関する情報提供サービスおよびコンサルティング業務
- (25)医療機関、健康診断施設、専門医、介護施設等に関する情報提供および予約取次
- (26)海外での賃貸住宅、短期滞在型アパートメントの運営および斡旋
- (27)海外でのホテル、アパートメントの予約業務
- (28)海外赴任者向けのコミュニティウェブサイトの運営
- (29)航空券・ビザ等の取得代行業
- (30)海外赴任者向け福利厚生に関する情報処理・情報提供サービス
- (31)海外における店舗・事務所・工場・住宅をはじめとする不動産の斡旋業務
- (32)海外赴任規則、海外住宅規則をはじめとする海外勤務に係る諸規則策定に関するコンサルティング業務
- (33)海外赴任関連情報誌・書籍の出版
- (34)労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業および一般労働者派遣事業
- (35)各種市場調査業務
- (36)インターネットを利用した各種情報提供サービスおよび広告代理店業務
- (37)通信ネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務ならびにその受託ならびにその受託代行
- (38)コンピュータによるデータ処理に関する運営管理業務
- (39)コンピューターシステムおよびソフトウェアの企画、開発、運営、および販売
- (40)会社、個人経営の帳簿の記帳および決算に関する事務およびワードプロセッサによる文書作成代行業務
- (41)社員および企業経営者教育、販売促進、マーケティング等企業経営に関する講座、講演会、研修会等の企画、立案および開催業務
- (42)経営コンサルタント業務
- (43)コンピュータ導入に関する相談および指導業務
- (44)携帯電話およびポケットベルの販売業務
- (45)通信機器のシステム設計および販売
- (46)宣伝広告業務
- (47)有価証券の保有、運用、売買および投資ならびに投資顧問業
- (48)会計帳簿の記帳代行、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負
- (49)給与計算代行業務
- (50)48号49号に附帯する相談および指導
- (51)商標権、工業所有権、著作権、著作隣接権、意匠権の取得およびその管理運用
- (52)酒類の販売

- (53) 古物の売買
- (54) 第一種貨物利用運送事業
- (55) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
- (56) 集金代行業務
- (57) 割賦販売法に基づく割賦販売業
- (58) 上記各号に附帯する一切の業務

2. 当会社は、前項の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、6億210万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に規定する権利以外の権利を行使できない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記録および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株主の権利行使、株主名簿への記録ならびに新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集権および招集地)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に、臨時株主総会は、随時必要な場合に招集する。

2. 前項の株主総会の招集地は、東京都内のうち当会社が招集通知にて指定する場所とする。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いては取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、その議長に任ずる。ただし、代表取締役に事故あるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する他の株主 1 名に限る。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領および結果ならびに法令に定める事項を記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 17 条 当会社は取締役会を置く。
- (員数)
第 18 条 当会社の取締役は 9 名以内とする。
- (選任)
第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議については累積投票によらない。
- (解任)
第 20 条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- (任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (代表取締役)
第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。
- (役付取締役)
第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
- (取締役会の招集権者および議長)
第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役が招集し、その議長に任ずる。ただし、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。
- (取締役会の招集通知)
第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- (取締役会の決議方法)
第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- (取締役会の決議の省略)
第 27 条 当会社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- (取締役会規程)
第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、取締役会において

て定める取締役会規程による。

(議事録)

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項各号の規定する金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を締結することができる。

(顧問、相談役)

第 32 条 当会社は、取締役会の決議をもって顧問または相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 33 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

第 34 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任)

第 35 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(議事録)

第 39 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項各号の規定する金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剩余金の配当等)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剩余金の配当（以下配当される剩余金を「配当金」という。）を行うことができる。
3. 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剩余金の配当をすることができる。
4. 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によつては定めない。

(配当金の除斥期間等)

第 48 条 配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附則

(附則)

第 49 条 現行定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。